

公表日：令和3年5月7日（金）

南幌町オンデマンド交通運行業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、南幌町の持続可能な公共交通を実現するにあたり、南幌町オンデマンド交通運行業務委託候補者を選定するために、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

南幌町オンデマンド交通運行業務

(2) 業務の内容

別紙「南幌町オンデマンド交通運行業務に係る業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

- ・業務期間は契約締結日から令和6年3月31日（令和5年度）までとする。
- ・委託契約は各年度に契約を締結することし、委託期間は、委託契約締結日から当該年度末日までとする。
- ・運行期間は次のとおり

実証運行：令和3年8月2日から令和3年9月30日

8月は対象者、目的地等を選定し、実証運行するモニターツアー（8日間）を実施する。

9月は月曜日、水曜日、金曜日（祝日、振替休日は除く）にプレ運行（12日間）を実施する。

運行：令和3年10月1日から令和6年3月31日までの平日。ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は運休とする。

(4) 委託契約限度額

令和3年度 8,381千円【実証運行に係る経費を含む】（消費税及び地方消費税を含む）

- ・参考：年間委託契約限度額 14,248千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託事業者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2) 南幌町内に本社、支社、支店もしくは営業所の機能を有し、道路運送法第4条に定める一般旅客自動車運送事業の許可、または自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に定める北海道公安委員会の認定を取得している者。
- (3) 参加表明書提出時において、令和3年度南幌町入札資格有資格者名簿に登録されている者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 所得税又は法人税、消費税又は地方消費税、町税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法及び民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っているものではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 道路運送法第4条に定める一般旅客自動車運送事業の許可を取得している者については、国土交通省による行政処分を過去3年間受けておらず、重大事故を過去5年間起こしていないこと。また、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に定める北海道公安委員会の認定を取得している者については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づいて北海道または北海道公安委員会が執行した行政処分を過去3年間受けていないこと。

5 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

内 容	期間等
実施要領等の配布期間	令和3年5月7日（金）から令和3年5月17日（月）まで ※ホームページ上で公開
質問の受付	令和3年5月7日（金）から令和3年5月17日

	(月) まで
質問の回答日	令和3年5月18日(火) ※ホームページ上で公開
参加表明書の提出期間	令和3年5月7日(金) から令和3年5月17日(月) まで
参加資格承認の可否通知	参加表明書の提出から10日以内に通知する
企画提案書受付期間	令和3年5月19日(水) から令和3年6月18日(金) まで
選定委員会(書類・プレゼンテーションによる審査)	令和3年6月23日(水)
選定結果通知	選定委員会終了後に、ヒアリングを実施した事業者に対して通知する

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年5月7日(金) から令和3年5月17日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式5)に記入の上、受付期間内に電子メールまたはFAX(011-378-2131)にて提出すること。

この期間以外の質問は受け付けない。

※送信後は必ず送信した旨の電話連絡をすること(土、日、祝日を除く、南幌町役場開庁日 8時30分から17時まで)

(3) 質問への回答

公平を期すため、質問票による質問内容及び回答は参加申込者全員に電子メールで送信する。また、受け付けた質問に対する回答を随時本町ホームページに掲載する。

※最終回答更新予定日 令和3年5月18日(火)

7 参加表明書の受付について

(1) 受付期間

令和3年5月7日(金) から令和3年5月17日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

提出書類は持参により提出すること

(3) 提出書類

- ①様式1 公募型プロポーザル参加表明書及び誓約書
- ②様式2 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書

- ③定款
- ④登記事項証明書（3ヵ月以内に発行されたもの。写しでも可）
- ⑤前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書
- ⑥一般旅客自動車運送事業許可証等の写し、または自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条に定める北海道公安委員会が交付した認定証の写し

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

南幌町役場 まちづくり課 企画情報グループ

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2-1

(6) 参加資格承認

参加資格承認可否の連絡は、参加表明書の提出から10日以内に参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知し、原本は郵送する。

8 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法

提出書類は持参により提出すること

(2) 提出書類

- ①様式3 企画提案書
- ②様式4 見積書
- ③直近の3決算期における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など）
- ④運行委託事業従事予定者の第二種運転免許の写し（任意様式）
- ⑤企画提案書を補足するための説明資料（任意様式、A4サイズ）

(3) 提出部数

各1部、副本12部

(4) 注意事項

- ①様式に書ききれない場合は、様式をコピーして記載すること
- ②様式には必要に応じて、図、表、写真を挿入することができる
- ③見積書については、その内訳を詳細に記載し、運行費用単価（1日あたり、1時間あたりなど）も記載すること。

(5) 受付期間

令和3年5月19日（水）から令和3年6月18日（金）まで（必着）
（土、日、祝日を除く、南幌町役場開庁日 9時から17時まで）

(6) 提出先

南幌町役場 まちづくり課 企画情報グループ
〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2-1

9 事業者の選定手順

事業者の選定手順は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する南幌町オンデマンド交通運行業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、必要な審査を実施する。

選定委員会では、提出された企画提案書等の関係書類について、評価基準に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 書類・プレゼンテーションによる審査

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記10で示す評価基準に基づいて評価のうえ、交渉権の順位を決定する。

①実施日 令和3年6月23日（水）

②会場等 日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

③出席者 3名以内

④発表等 プレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行う。なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、それ以外（パソコン、レーザーポインター等）は持参すること。

(3) その他

①選定委員会は非公開とし、審査結果については後日、ホームページ上で公開する。

②提案内容を精査、調整した上で、最終的な契約内容、契約金額を決定する。

10 評価基準

(1) 評価にあたっては、「評価基準表」（別紙1）により行うこととし、プレゼンテーションを実施し、選定委員は評価基準に基づく審査及び評価点を付すこととし、委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、1位が一番多かった提案者を優先交渉権者とする。また、1位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を優先交渉権者とする。

(2) 参加事業者が1者のみの場合は、各委員の評価点の合計平均点が満点の60%以上であった場合に、優先交渉権者とする。

11 契約手続き

- (1) 交渉権第1位に選定された事業者は、業務内容や契約条件を協議のうえ、あらためて見積書を提出し契約に向けた交渉を行うが、合意に至らなかった場合や、事業者が辞退した場合、また下記12の参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとする。以下、同様とする。
- (2) 選定委員会では優先交渉権者を決定し、その後に開催する南幌町地域公共交通活性化協議会において、運行内容等について協議が整った場合に契約手続きを行うこととする。
- (3) 優先交渉権者と業務内容や契約条件について協議を行い、業務仕様書を確定させた後、各年度に見積合わせを行い、当該年度の予算の範囲内で契約を締結することとする。ただし、協議において業務仕様書の内容の追加、変更又は削除を認めることとする。

12 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) その他、この要領に記載のない事項については、必要に応じて協議の上、南幌町が定める。

14 担当部局（問合せ先）

南幌町役場 まちづくり課 企画情報グループ（担当：佐藤）

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2-1

電話 011-398-7019 FAX 011-378-2131

電子メールアドレス g-kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp

南幌町オンデマンド交通運行業務 公募型プロポーザル評価基準表

評価項目
<p>■事業者に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none">・安定したサービスを提供する経営基盤・安全、安心なサービスを提供する運行体制・事業実績・事故発生時などの危機管理能力
<p>■運行に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none">・安全、安心なサービスを提供する運行能力・業務の遂行能力
<p>■運行経費に関する評価</p> <ul style="list-style-type: none">・運行経費に係る見積額の比較